

株主各位

大阪市北区梅田一丁目13番1号
東洋紡株式会社
代表取締役社長 竹内郁夫

定時株主総会決議のお知らせ

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、本日開催の当社第164回定時株主総会におきまして、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、お知らせ申しあげます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第164期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第164期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）計算書類報告の件
本件は、上記の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、期末配当は、1株につき金40円と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

変更の内容につきましては、「定款一部変更についてのご案内」（3頁から4頁まで）をご参照ください。

第3号議案 取締役10名選任の件

本件は、原案どおり取締役に檜原誠慈、竹内郁夫、森重地加男、大槻弘志、大内 裕、中村勝、磯貝恭史、桜木君枝、播磨政明の9氏が再選、新たに福士博司氏が選任され、それぞれ就任いたしました。なお、中村 勝、磯貝恭史、桜木君枝、播磨政明、福士博司の5氏は社外取締役です。

第4号議案 監査役1名選任の件

本件は、原案どおり監査役に飯塚康広氏が再選され、就任いたしました。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

本件は、原案どおり補欠の社外監査役に里井義昇氏が選任されました。

以 上

第164回定時株主総会終了後開催の取締役会および監査役会の決議により、当社の取締役および監査役の体制は下記のとおりとなりました。

記

(取締役)

取締役会長	檀	原	誠	慈	(重任)
代表取締役社長	竹	内	郁	夫	(重任)
代表取締役	森	重	地	加男	(重任)
代表取締役	大	槻	弘	志	(重任)
取締役	大	内		裕	(重任)
社外取締役	中	村		勝	(重任)
社外取締役	磯	貝	恭	史	(重任)
社外取締役	桜	木	君	枝	(重任)
社外取締役	播	磨	政	明	(重任)
社外取締役	福	士	博	司	(新任)

(監査役)

常勤監査役	飯	塚	康	広	(重任)
常勤監査役	田	保	高	幸	
社外監査役	杉	本	宏	之	
社外監査役	入	江	昭	彦	

以 上

配当金のお支払いについて

第164期の期末配当金は、2022年6月24日にお届出ご住所宛にご送付いたしました「配当金領収証」により、払渡期間（2022年6月27日から2022年7月29日まで）内にお受け取りください。

また、配当金の口座振込をご指定の方には、「配当金計算書」および「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には、「配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」をご送付いたしましたので、ご確認ください。

なお、当社定款の規定により、2025年6月27日までに受け取りがない場合、当社はその支払いの義務を免れることになります。

期間経過後は、お支払いいたしかねますので、お早めにお受け取りください。

定款一部変更についてのご案内

(下線は変更箇所を示しています。)

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
<p>第1条～第13条 (条文省略)</p> <p>第14条 (総会の議長) 株主総会の議長は、<u>代表取締役会長</u>がこれに当たる。 代表取締役会長が欠員または事故のときは、あらかじめ取締役会の定めた順位により他の取締役がこれに当たる。</p> <p>第15条 (条文省略)</p> <p>第16条 (買収防衛策) 当社は、株主総会の決議により、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保及び向上のため、当社株券等の大量買付行為への対応策 (買収防衛策) に関する事項について決定することができる。 当社は、当該対応策に基づく対抗措置として、取締役会の決議により、新株予約権者のうち一定の者に対する差別的行使条件及び取得条項を付した新株予約権の無償割当て又は会社法その他の法律及び当社の本定款上認められるその他の措置を行うことができる。</p> <p>第17条 (条文省略) (新設)</p> <p>第18条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>第1条～第13条 (現行どおり)</p> <p>第14条 (総会の議長) 株主総会の議長は、取締役会長がこれに当たる。 取締役会長が欠員又は事故のときは、あらかじめ取締役会の定めた順位により他の取締役がこれに当たる。</p> <p>第15条 (現行どおり) (削除)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p> <p>第17条 (電子提供措置) 当社は、株主総会の招集に際し、会社法第325条の2の規定による電子提供措置をとるものとする。 当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日まで<u>に書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(削除)</p>

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
<p>第4章 取締役、取締役会及び相談役</p> <p>第19条～第21条 (条文省略)</p> <p>第22条 (代表取締役及び役付取締役)</p> <p>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>取締役会は、その決議によって、<u>取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第23条～第40条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条～第20条 (現行どおり)</p> <p>第21条 (代表取締役及び役付取締役)</p> <p>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>取締役会は、その決議によって<u>取締役又は執行役員の中から社長1名を選定する。</u></p> <p>取締役会は、その決議によって<u>取締役の中から取締役会長1名を選定することができる。</u></p> <p>第22条 (執行役員及び役付執行役員)</p> <p>取締役会は、その決議によって当社の業務を執行する執行役員を選任することができる。</p> <p>取締役会は、前条に定めるもののほか、その決議によって<u>執行役員の中から副社長その他役付執行役員若干名を選定することができる。</u></p> <p>第23条～第40条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>1. <u>変更前定款第18条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更後定款第17条 (電子提供措置) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条但書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日 (以下「施行日」という。) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6カ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以 上